

介護報酬の算定構造

※この資料は、平成30年1月26日第158回社会保障審議会介護給付費分科会の資料をもとに作成しています。
 ※一部サービスはページの関係上記載しておりません。厚生労働省HP等で確認をお願いいたします。

【介護サービス】

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
 - 2 訪問入浴介護費
 - 3 訪問看護費
 - 4 訪問リハビリテーション費
 - 5 居宅療養管理指導費
 - 6 通所介護費
 - 7 通所リハビリテーション費
 - 8 短期入所生活介護費
 - 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - 10 特定施設入居者生活介護費
 - 11 福祉用具貸与費
- ### II 指定居宅介護支援費単位数の算定構造
- ### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護福祉施設サービス
 - 2 介護保健施設サービス
 - 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

【介護予防サービス】

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
 - 2 介護予防訪問看護費
 - 3 介護予防訪問リハビリテーション費
 - 4 介護予防居宅療養管理指導費
 - 5 介護予防通所リハビリテーション費
 - 6 介護予防短期入所生活介護費
 - 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 9 介護予防福祉用具貸与費
- ### II 指定介護予防支援費単位数の算定構造
- ### III 指定介護予防支援費単位数の算定構造

【地域密着型サービス】

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
 - 2 夜間対応型訪問介護費
 - 2-2 地域密着型通所介護費
 - 3 認知症対応型通所介護費
 - 4 小規模多機能型居宅介護費
 - 5 認知症対応型共同生活介護費
 - 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
 - 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 8 複合型サービス費
- ### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
 - 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
 - 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+○○単位⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○/100

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

[illegible]

「事業所と同一建物を利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスをを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービスの提供加算」及び「介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

基本部分	注	注	注	注	注	注
	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)						
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)					
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)090/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)080/100)					
注		所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計				

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 訪問看護費

[illegible]

「事業所・新設・同一回」を「同一回」建築物の土地利用以外に、同一建築物の利用面積20人以上以上の事業所、特別地区・地区計画指定区域、中山間地域等における小規模商業所を加算、「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供所を加算、「特別管理加算」及び「サービス・時間・深夜の訪問回数を算定強化加算」は、文部科学省設置の対象外の事業項目「児童相談センター加算等」及び「サービス・時間・深夜の訪問回数」を算定強化加算の対象とするものとする。

※ 1月1日以後の第5回訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問回数については、早朝・夜間・深夜の訪問回数を算定強化加算の対象とするものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注				注
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	1日につき + 200単位	1月につき + 230単位	1月につき + 280単位	1月につき + 320単位	1月につき + 420単位 (3月に1回を限度)	1回につき + 20単位	
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											
ロ 社会参加支援加算(1日につき 17単位を加算)												
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき + 6単位)												

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)			
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居指導費医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (284単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)				
			+15/100	+10/100	+5/100
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (568単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (376単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)				

基本部分		注	注	注
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限 度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)	特別地域住宅療養 管理指導加算	中山間地域等におけ る小規模事業所 加算	中山間地域等に居 住 する者へのサービス 提供加算
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (323単位)			
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)			
	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)			
ヘ 保健師、看護 師が行う場合	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		注 看護認定師が行う場合 ×90/100		

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心精臨療養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。

[illegible]

[illegible]

社 会 科 学 部 学 生 会 員 証 明 書

「サービスピズ提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度世帯管理の対象外の算定項目

9 短期入所療養介護費

[illegible]

基本部分										注	注	注	注	注	注	注	注
夜勤を行う職員 の勤務条件は、 道を満たさない 場合	利用者の数及び 入所者の数 の合計が、 所定員を超え る場合	医師、看護職員、 介護職員、 理学療法士、 作業療法士、 言語聴覚士 の員数が基準 に満たない場 合	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等、 ユニットケアにお ける体制が未整 備である場合	移動職員配置 加算	個別リハビリ・ テーマコン・実 施加算	認知症ケア加 算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	緊急短期入所 受入加算	苦急性認知症 利用者受入加 算	注	注	注	注	注	注	注	
(一) ユニット型 介護老人保健施設 設短期入所療養 介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞【基本型】	要介護1(832単位) 要介護2(877単位) 要介護3(939単位) 要介護4(992単位) 要介護5(1043単位)	又は														
	b ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1(877単位) 要介護2(951単位) 要介護3(1,013単位) 要介護4(1,069単位) 要介護5(1,124単位)															
	c ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜ユニット型個室の多床室＞ 【基本型】	要介護1(832単位) 要介護2(877単位) 要介護3(939単位) 要介護4(992単位) 要介護5(1,043単位)															
	d ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型個室の多床室＞ 【在宅強化型】	要介護1(877単位) 要介護2(951単位) 要介護3(1,013単位) 要介護4(1,069単位) 要介護5(1,124単位)															
	e ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅴ) ＜ユニット型個室の多床室＞ 【療養型】	要介護1(940単位) 要介護2(1,021単位) 要介護3(1,134単位) 要介護4(1,210単位) 要介護5(1,284単位)															
(二) ユニット型 介護老人保健施設 設短期入所療養 介護費(Ⅱ)＜療 養型老健＞看護 員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1(940単位) 要介護2(1,021単位) 要介護3(1,134単位) 要介護4(1,210単位) 要介護5(1,284単位)															
	b ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞ 【療養型】	要介護1(940単位) 要介護2(1,021単位) 要介護3(1,134単位) 要介護4(1,210単位) 要介護5(1,284単位)															
	c ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜ユニット型個室の多床室＞ 【療養型】	要介護1(940単位) 要介護2(1,021単位) 要介護3(1,134単位) 要介護4(1,210単位) 要介護5(1,284単位)															
	d ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型個室の多床室＞ 【療養型】	要介護1(940単位) 要介護2(1,021単位) 要介護3(1,134単位) 要介護4(1,210単位) 要介護5(1,284単位)															
	e ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅴ) ＜ユニット型個室の多床室＞ 【療養型】	要介護1(940単位) 要介護2(1,021単位) 要介護3(1,134単位) 要介護4(1,210単位) 要介護5(1,284単位)															
(三) ユニット型 介護老人保健施設 設短期入所療養 介護費(Ⅲ)＜療 養型老健＞看護 員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1(940単位) 要介護2(1,015単位) 要介護3(1,108単位) 要介護4(1,183単位) 要介護5(1,257単位)															
	b ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞ 【療養型】	要介護1(940単位) 要介護2(1,015単位) 要介護3(1,108単位) 要介護4(1,183単位) 要介護5(1,257単位)															
	c ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜ユニット型個室の多床室＞ 【療養型】	要介護1(940単位) 要介護2(1,015単位) 要介護3(1,108単位) 要介護4(1,183単位) 要介護5(1,257単位)															
	d ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型個室の多床室＞ 【療養型】	要介護1(940単位) 要介護2(1,015単位) 要介護3(1,108単位) 要介護4(1,183単位) 要介護5(1,257単位)															
	e ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅴ) ＜ユニット型個室の多床室＞ 【療養型】	要介護1(940単位) 要介護2(1,015単位) 要介護3(1,108単位) 要介護4(1,183単位) 要介護5(1,257単位)															
(四) ユニット型 介護老人保健施設 設短期入所療養 介護費(Ⅳ)＜ユ ニット型特別介 護老人保健施設 設短期入所療養 介護費＞	a ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1(861単位) 要介護2(921単位) 要介護3(973単位) 要介護4(1,023単位) 要介護5(1,073単位)															
	b ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1(861単位) 要介護2(921単位) 要介護3(973単位) 要介護4(1,023単位) 要介護5(1,073単位)															
	c ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1(861単位) 要介護2(921単位) 要介護3(973単位) 要介護4(1,023単位) 要介護5(1,073単位)															
	d ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1(861単位) 要介護2(921単位) 要介護3(973単位) 要介護4(1,023単位) 要介護5(1,073単位)															
	e ユニット型介護老人保健施設 設短期入所療養介護費(Ⅴ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1(861単位) 要介護2(921単位) 要介護3(973単位) 要介護4(1,023単位) 要介護5(1,073単位)															
(五) 特定介護 老人保健施設 設短期入所療養 介護費	(一) 3時間以上4時間未満 老人保健施設 設短期入所療養 介護費	(654単位)															
	(二) 4時間以上6時間未満 老人保健施設 設短期入所療養 介護費	(905単位)															
	(三) 6時間以上8時間未満 老人保健施設 設短期入所療養 介護費	(1,257単位)															

注		注		注		注		注		注		注		注		注	
夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない 場合		利用者の数及び 入所者の数の 合計数が入所 定員を超える 場合		医師、看護職員、 介護職員、理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士の 員数が基準 を満たさない場 合		常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配置 していない等ユ ニットケアにお ける体制が未整 備である場合		夜勤職員配置 加算		個別リハビリ テーション実 施加算		認知症ケア加 算		認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算		若年性認知症 利用者受入加 算	
				又は													
注 特別療養費																	
注		(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)															
		(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)															
(4)療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
(5)認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)															
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
(6)緊急時施設療養費		(一)療養型老健以外の場合(1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)															
		(二)特定治療															
(7)サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)															
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)															
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)															
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
		(一)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)															
		(二)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000)															
(8)介護職員処遇改善加算		(三)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)															
		(四)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)															
		(五)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)															
		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計															

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 短期入所療養介護費
 □ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		利用者数及び 入所療養者の 数の合計数が 入所療養者の定 員を超える場 合	看護・介護職員 の員数が基準 に満たない場 合	療養の医師確保 計画を届出た もので、医師 の数が基準に 定められた医 師の員数に 60/100を乗じ て得た数未満 である場合	療養の医師確保 計画を届出た もので、医師 の数が基準に 定められた医 師の員数に 60/100を乗じ て得た数未満 である場合	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配置 していない等ユ ニットケアにお ける体制が未 整備である場 合	前下幅が基準 基準を満たさな い場合	医師の配置に ついて医療法 施行規則第49 条の規定が適 用されている場 合	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 加算	認知症行動・心 理症状緊急対 処加算	緊急短期入所 受入加算	若年性認知症 利用者受入加 算	注
(1) 病院療養病 床短期入所療 養介護費(1日 につき)	(一) 病院療養 病床短期入所 療養介護費 (Ⅰ)	a.病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1(691単位) 要介護2(794単位) 要介護3(1,017単位) 要介護4(1,192単位) 要介護5(1,197単位)	又は	又は	又は	又は						片道につき +184単位
		b.病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1(719単位) 要介護2(827単位) 要介護3(1,060単位) 要介護4(1,159単位) 要介護5(1,248単位)										
		c.病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1(709単位) 要介護2(815単位) 要介護3(1,045単位) 要介護4(1,142単位) 要介護5(1,230単位)										
		d.病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要介護1(795単位) 要介護2(898単位) 要介護3(1,121単位) 要介護4(1,216単位) 要介護5(1,301単位)										
		e.病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1(828単位) 要介護2(936単位) 要介護3(1,169単位) 要介護4(1,268単位) 要介護5(1,357単位)										
		f.病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1(816単位) 要介護2(923単位) 要介護3(1,152単位) 要介護4(1,249単位) 要介護5(1,337単位)										
		a.病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1(691単位) 要介護2(739単位) 要介護3(891単位) 要介護4(1,037単位) 要介護5(1,077単位)										
		b.病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型> <従来型個室>	要介護1(651単位) 要介護2(757単位) 要介護3(912単位) 要介護4(1,062単位) 要介護5(1,103単位)										
		c.病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	要介護1(741単位) 要介護2(844単位) 要介護3(995単位) 要介護4(1,142単位) 要介護5(1,181単位)										
		d.病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅳ) <療養機能強化型> <多床室>	要介護1(739単位) 要介護2(864単位) 要介護3(1,019単位) 要介護4(1,169単位) 要介護5(1,209単位)										
	(二) 病院療養 病床短期入所 療養介護費 (Ⅱ)	看護<6:1> 介護<3:1>	×70/100										+120単位 +90単位 (7日間を 限度) +200単位 (7日間を限 度) 夜間勤務等 看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等 看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等 看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等 看護(Ⅳ) +7単位

[illegible]

[illegible]

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

基本部分										注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	要介護1 (534 単位)										× 70 / 100	身体拘束係止未実施減算	入居継続支援加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機器連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合			
	要介護2 (599 単位)											－53 単位	1日につき ＋36 単位	1月につき ＋80 単位	1日につき ＋12 単位	1日につき ＋10 単位	1日につき ＋120 単位	1月につき ＋30 単位	1回につき ＋5 単位 (6月に1回を限度)	1日につき ＋20 単位					
	要介護3 (668 単位)											－60 単位													
	要介護4 (732 単位)											－67 単位													
	要介護5 (800 単位)											－73 単位									－80 単位				
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)										× 70 / 100															
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき) ※	要介護1 (534 単位)										× 70 / 100														
	要介護2 (599 単位)																								
	要介護3 (668 単位)																								
	要介護4 (732 単位)																								
	要介護5 (800 単位)																								
ニ 退院・通所連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)																									
ホ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										× 70 / 100														
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)																								
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)																								
	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																								
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										× 70 / 100														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																								
	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×82 / 1000)																								
ト サービス提供体制強化加算	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×60 / 1000)										× 70 / 100														
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×33 / 1000)																								
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(3)の90 / 100)																								
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(3)の80 / 100)																								
	(六) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 十(3)の70 / 100)																								
チ 介護職員処遇改善加算																									

1日につき
＋10 単位

1日につき
＋120 単位
＋120 単位

※ 限度額重介護1 16,203 単位
重介護2 18,149 単位
重介護3 20,246 単位
重介護4 22,192 単位
重介護5 24,259 単位
※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分給限度基準額に含まれる。

※ 訪問介護
・身体介護所要時間15分未満の場合 95 単位
所要時間15分以上30分未満の場合 191 単位
所要時間30分以上1時間未満の場合 260 単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36 単位を加算した単位数
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 557 単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36 単位を加算した単位数
・生活援助所要時間15分未満の場合 48 単位
所要時間15分以上1時間未満の場合 95 単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48 単位を加算した単位数
所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217 単位
所要時間1時間15分以上の場合 260 単位
・通院等医療介護1回につき 86 単位
・他の訪問系サービス及び通所系サービス
通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90 / 100
・福祉用具貸与
通常の福祉用具貸与と同様
※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。

基本部分	注		注	
	特別地域福祉用具貸与加算		中山間地域等における小規模事業所加算	
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要 した費用の額を当該事業所 の所在地に適用される1単位 の単価で除して得た単位数)	車いす			
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用され、 る1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の 用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用され、 た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の2/3 を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用され、 た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の1/3 を限度)
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

【 】：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注	注	注	注	注
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1, 053単位) 要介護3・4・5 (1, 368単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (527単位)	運営基準減算 (運営基準減算の場合) x 50/100 (運営基準減算が2 月以上継続している 場合) 算定しない	特別地域居宅介護 支援加算	中山間地域等におけ る小規模事業所加算	中山間地域等に居 住する者へのサービ ス提供加算	特定事業所集中減 算
			要介護3・4・5 (684単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (316単位)					
			要介護3・4・5 (410単位)					
ロ 初回加算(1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算(Ⅳ) (1月につき +125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った 場合							

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取次件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。
※ハ(4)については、平成31年4月1日から算定できるものとする。

[illegible]

[illegible]

基本部分										注	注	注	注	注	注	注
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーがユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束薬に未受服減算	活動職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）					
(1) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ） ＜従来型個室＞【基本型】	要介護1（688単位） 要介護2（723単位） 要介護3（804単位） 要介護4（856単位） 要介護5（907単位）								1日につき +34単位	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）					
	(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ） ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1（739単位） 要介護2（810単位） 要介護3（872単位） 要介護4（928単位） 要介護5（983単位）								1日につき +46単位						
	(三) 介護保健施設サービス費（Ⅲ） ＜多床室＞【基本型】	要介護1（771単位） 要介護2（819単位） 要介護3（880単位） 要介護4（931単位） 要介護5（984単位）								1日につき +34単位						
	(四) 介護保健施設サービス費（Ⅳ） ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1（818単位） 要介護2（892単位） 要介護3（954単位） 要介護4（1,010単位） 要介護5（1,065単位）								1日につき +46単位						
	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ） ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1（723単位） 要介護2（804単位） 要介護3（917単位） 要介護4（993単位） 要介護5（1,067単位）								1日につき +46単位						
	(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ） ＜療養型老健・看護職員を配置＞	要介護1（800単位） 要介護2（882単位） 要介護3（986単位） 要介護4（1,071単位） 要介護5（1,145単位）								1日につき +46単位						
	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ） ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1（723単位） 要介護2（798単位） 要介護3（891単位） 要介護4（966単位） 要介護5（1,040単位）								1日につき +46単位						
	(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ） ＜多床室＞【療養型】	要介護1（800単位） 要介護2（876単位） 要介護3（969単位） 要介護4（1,043単位） 要介護5（1,118単位）								1日につき +46単位						
	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ） ＜従来型個室＞	要介護1（684単位） 要介護2（728単位） 要介護3（788単位） 要介護4（839単位） 要介護5（889単位）								1日につき +46単位						
	(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ） ＜多床室＞	要介護1（756単位） 要介護2（803単位） 要介護3（862単位） 要介護4（912単位） 要介護5（964単位）								1日につき +46単位						
(1) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	(一) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ） ＜ユニット型個室＞【基本型】	要介護1（777単位） 要介護2（822単位） 要介護3（884単位） 要介護4（937単位） 要介護5（988単位）								1日につき +34単位						
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ） ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1（822単位） 要介護2（886単位） 要介護3（958単位） 要介護4（1,014単位） 要介護5（1,069単位）								1日につき +46単位						

[illegible]

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
夜勤を行う職員 勤務条件基準を満たさない場合		医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合は、又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束係止実数減算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）
二 再入所時栄養連携加算（※2） （入所者1人につき1回を限度として400単位を加算）		栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。							
ホ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ） （※2） 在宅強化型の場合（1回につき 450単位を加算） 在宅強化型以外の場合（1回につき 450単位を加算）		入所前から入所者の自宅等を訪問して通所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定							
ハ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ） （※2） 在宅強化型の場合（1回につき 480単位を加算） 在宅強化型以外の場合（1回につき 480単位を加算）		入所前から入所者の自宅等を訪問して通所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定							
ヘ 退所時等支援等加算（※2）		入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合							
ト 栄養マネジメント加算 （入所者1人につき1回を限度として300単位を算定）		退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合							
チ 低栄養リスク改善加算（※2）		居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合							
リ 経口移行加算（※2）		栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。							
ヌ 経口維持加算（Ⅰ） （400単位）		栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。							
ネ 経口維持加算（Ⅱ） （100単位）		栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。							
ル 口腔衛生管理体制加算 （1月につき 30単位を加算）		経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。							
ラ 口腔衛生管理体制加算 （1月につき 90単位を加算）		歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合							
ワ 療養加算 （1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））		歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合、算定しない。							
カ 在宅復帰支援機能加算 （療養型を原則に限り1日につき 10単位を加算）		介護型を原則に限り1日につき 10単位を加算							
キ かかりつけ医連携業務調整加算（※2） （入所者1人につき1回を限度として125単位を加算）		療養型を原則に限り1日につき 125単位を加算							
ク 緊急時診療管理 （1月につき3回を限度に、1日につき511単位を算定）		療養型を原則に限り1日につき 511単位を算定							
ケ 緊急時施設療養費 （1月につき3回を限度に、1日につき511単位を算定）		療養型を原則に限り1日につき 511単位を算定							
コ 特定治療 （1）所定疾患施設療養費（Ⅰ） （1月につき7回を限度に、1日につき235単位を算定） （2）所定疾患施設療養費（Ⅱ） （1月につき7回を限度に、1日につき475単位を算定）		療養型を原則に限り1日につき 235単位を算定							
ク ロ 認知症専門ケア加算 （1）認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算） （2）認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）		認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）							
ク ニ 療養型を原則に限り1日につき200単位を加算		療養型を原則に限り1日につき 200単位を加算							
ク ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算							
ク ニ 認知症情報提供加算 （1回当たり 350単位を加算）		認知症情報提供加算							

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注	注
夜勤を行う職員の数が入所者の数を超える場合は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合		医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合		常勤のユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施減算	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）

ナ 地域連携診療計画情報提供加算（※2）	在宅強化型の場合（入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）	在宅強化型以外の場合（入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合又は	常勤のユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施減算	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）										
ラ 褥瘡マネジメント加算（※2）（Ⅰ）、ロ（Ⅰ）を算定する場合のみ算定	在宅強化型以外の場合（入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）																					
ル 排泄つ支度加算（※2）																						
ル サービス提供体制強化加算																						
ハ サービス提供体制強化加算																						
ウ サービス提供体制強化加算																						
ホ 介護職員処遇改善加算																						

注	
所定単位は、イからウまでにより算定した単位数の合計	

（Ⅰ）につき 100単位を加算	（Ⅰ） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（Ⅰ日につき 18単位を加算）
（Ⅱ）につき 12単位を加算	（Ⅱ） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ（Ⅰ日につき 12単位を加算）
（Ⅲ）につき 6単位を加算	（Ⅲ） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ハ（Ⅰ日につき 6単位を加算）
（Ⅳ）につき 6単位を加算	（Ⅳ） サービス提供体制強化加算（Ⅳ）ニ（Ⅰ日につき 6単位を加算）
（Ⅴ）につき 39／1000	（Ⅴ） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）イ（Ⅰ月につき 所定単位×39／1000）
（Ⅵ）につき 29／1000	（Ⅵ） 介護職員処遇改善加算（Ⅵ）ロ（Ⅰ月につき 所定単位×29／1000）
（Ⅶ）につき 16／1000	（Ⅶ） 介護職員処遇改善加算（Ⅶ）ハ（Ⅰ月につき 所定単位×16／1000）
（Ⅷ）につき 90／100	（Ⅷ） 介護職員処遇改善加算（Ⅷ）ニ（Ⅰ月につき 所定単位×90／100）
（Ⅸ）につき 80／100	（Ⅸ） 介護職員処遇改善加算（Ⅸ）イ（Ⅰ月につき 所定単位×80／100）

※ PT・OT・STによる人員加減減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

3 介護療養施設サービス

[illegible]

基本部分		注										注	注	注	注	注	注	
(6) 退院時等 指導等加算 (※3)	(一) 退院時等 指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	入院患者の数が、看護・介護職員の 人数が基準に満た ない場合										介護士・介護職員 の人数が基準に満た ない場合	一定の要件を満た す入院患者の数が、 規定に満たない場 合	医師の配置につ いて医師法施行 規則第49条の 規定が適用され ている場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に關 する基準の区分に よる加算	若年性認知症患 者未入加算	
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)																
		c 退院時指導加算 (400単位)																
		d 退院時情報提供加算 (500単位)																
		e 退院前連絡加算 (500単位)																
(7) 栄養マネジメント加算	(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位算定)	退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合は、算定しない。 在宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供しサービス調整を行った場合は、算定しない。										退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合は、算定しない。	退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合は、算定しない。	退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合は、算定しない。	退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合は、算定しない。	退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合は、算定しない。	退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合は、算定しない。	
(8) 低栄養リスク改善加算 (※3)	(1日につき 14単位を加算)																	
(9) 経口移行加算 (※3)	(1日につき 28単位を加算)																	
(10) 経口維持加算 (1月につき) (※3)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)																	
(11) 口腔衛生管理体制加算 (※3)	(1月につき30単位を加算)																	
(12) 口腔衛生管理加算 (※3)	(1月につき90単位を加算)																	
(13) 療養費加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))																	
(14) 在宅療養支援機能加算 (※3)	(1日につき 10単位を加算)																	
(15) 特定診療費 (※3)																		
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																	
(17) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (人月につき200単位を加算)	(人月につき200単位を加算)																	
(18) 排せつ支援加算 (※3)	(1月につき 100単位を加算)																	
(19) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)																	
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80/100)																	

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師超過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(※3)を適用しない。

3 介護療養施設サービス
 口 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注
		入院患者の数が入 所患者の定員を超 える場合	一定の要件を満た す入院患者の数が 規程に満たない場 合	常勤のユニットリー ダーをユニット毎に 配置していない等ユ ニットケアにおける 体制が未整備であ る場合	身体拘束禁止未実 施減算	廊下幅が設備基準 を満たさない場合	若年性認知症患 者受入加算
(1) 診療所型 介護療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型 介護療養施設 サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (623 単位)	—62単位			
			要介護2 (672 単位)	—67単位			
			要介護3 (720 単位)	—72単位			
			要介護4 (768 単位)	—77単位			
			要介護5 (817 単位)	—82単位			
		b.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (650 単位)	—65単位			
			要介護2 (702 単位)	—70単位			
			要介護3 (752 単位)	—75単位			
			要介護4 (802 単位)	—80単位			
			要介護5 (853 単位)	—85単位			
		c.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (641 単位)	—64単位			
			要介護2 (691 単位)	—69単位			
			要介護3 (741 単位)	—74単位			
			要介護4 (790 単位)	—79単位			
			要介護5 (840 単位)	—84単位			
	d.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (727 単位)	要介護1 (727 単位)	—73単位			
			要介護2 (775 単位)	—78単位			
			要介護3 (825 単位)	—83単位			
			要介護4 (872 単位)	—87単位			
			要介護5 (921 単位)	—92単位			
		e.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅳ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (759 単位)	—76単位			
			要介護2 (810 単位)	—81単位			
			要介護3 (861 単位)	—86単位			
			要介護4 (911 単位)	—91単位			
			要介護5 (962 単位)	—96単位			
	f.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅳ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (748 単位)	要介護1 (748 単位)	—75単位			
			要介護2 (798 単位)	—80単位			
			要介護3 (848 単位)	—85単位			
			要介護4 (897 単位)	—90単位			
			要介護5 (948 単位)	—95単位			
		a.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅳ) <従来型個室>	要介護1 (546 単位)	—55単位			
			要介護2 (590 単位)	—59単位			
			要介護3 (633 単位)	—63単位			
			要介護4 (678 単位)	—68単位			
			要介護5 (721 単位)	—72単位			
(二) 診療所型 介護療養施設 サービス費(ⅳ) 看護・介護 <3:1>	b.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (652 単位)	—65単位				
		要介護2 (695 単位)	—70単位				
		要介護3 (739 単位)	—74単位				
		要介護4 (782 単位)	—78単位				
		要介護5 (826 単位)	—83単位				
		x 95/100	x 95/100	診療所療養病床 設備基準減算 —60単位	+120単位		
	x 70/100	x 95/100	x 95/100				

基本部分										注	注	注	注	注
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1(748単位)	一定の要件を満たす入院患者の数が超える場合	常勤のユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施減算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	若年性認知症患者受入加算							
		要介護2(797単位)												
		要介護3(845単位)												
		要介護4(893単位)												
		要介護5(942単位)												
		要介護1(775単位)												
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護2(827単位)	x 95/100											
		要介護3(877単位)												
		要介護4(927単位)												
		要介護5(978単位)												
		要介護1(766単位)												
		要介護2(816単位)												
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護3(866単位)	x 97/100												
	要介護4(915単位)													
	要介護5(965単位)													
	要介護1(748単位)													
	要介護2(797単位)													
	要介護3(845単位)													
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV) <ユニット型個室的多床室>	要介護4(893単位)	x 95/100												
	要介護5(942単位)													
	要介護1(775単位)													
	要介護2(827単位)													
	要介護3(877単位)													
	要介護4(927単位)													
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>	要介護5(978単位)													
	要介護1(766単位)													
	要介護2(816単位)													
	要介護3(866単位)													
	要介護4(915単位)													
	要介護5(965単位)													
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>	要介護1(748単位)													
	要介護2(797単位)													
	要介護3(845単位)													
	要介護4(893単位)													
	要介護5(942単位)													
	要介護1(775単位)													
注 外泊時費用										入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定				
注 他科受診時費用										入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定				
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)														
(4) 退院時指導等加算(※1)	退院時指導等加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、460単位を算定)												
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)												
		c 退院時指導加算 (400単位)												
		d 退院時情報提供加算 (500単位)												
		e 退院前連携加算 (500単位)												
注 退院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合														
注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合														
注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合														
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)														
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)														
(6) 低栄養リスク改善加算(※1) (1月につき 300単位を加算)														
(7) 経口移行加算(※1) (1日につき 28単位を加算)														

基本部分		注	注	注	注	注	注
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	一定の要件を満たす入院患者の数が相率に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施減算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	若年性認知症患者受入加算
(8) 経口維持加算(1月につき)(※1)	(1) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。				
	(2) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。				
(9) 口腔衛生管理体制加算(※1)		(1月につき30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合				
(10) 口腔衛生管理加算(※1)		(1月につき90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合。口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。				
(11) 療養食加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))					
(12) 在宅復帰支援機能加算(※1)		(1日につき 10単位を加算)					
(13) 特定診療費(※1)							
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)					
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)					
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算		(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)					
(16) 排せつ支援加算(※1)		(1月につき 100単位を加算)					
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)					
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)					
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)					
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×26/1000)					
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×19/1000)					
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×10/1000)					
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + (三)の90/100)					
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき + (三)の80/100)					

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。

Ⅰ 指定介護予防サービス介護給付費単位数数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		単位	単位	単位	単位	単位	単位
		介護職員2人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算
イ 介護予防訪問入浴介護費（1回につき 845単位）		× 95/100	× 70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)						
		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」
「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供加算」「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注
	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護医師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (300単位)									
	(2) 30分未満 (448単位)									
	(3) 30分以上1時間未満 (787単位)									
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,080単位)									
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (286単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100 0		夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位					
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (253単位)									
	(2) 30分未満 (379単位)									
	(3) 30分以上1時間未満 (548単位)									
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (807単位)									
ハ 初回加算	(1月につき +300単位)									
ニ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)									
ホ 看護体制強化加算	(1月につき +300単位)									
ヘ サービス提供体制強化加算	(1回につき +6単位)									
1月につき +574単位 1月につき +5/100 1月につき +10/100 1月につき +15/100 1月につき +315単位 1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位										

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給段階管理の対象外の算定項目

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早期・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注									
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネージメント加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合										
病院又は診療所の場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100															
介護老人保健施設の場合																	
介護医療院の場合																	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費		1回につき 290単位		+15/100		+10/100		+5/100		1日につき +200単位		1月につき +230単位		1回につき →20単位			
ロ 事業所評価加算																(1月につき 120単位を加算)	
ハ サービス提供体制強化加算																(1回につき +6単位)	

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)	特別地域居宅療養 管理指導加算	中山間地域等におけ る小規模事業所 加算	中山間地域等に居 住 する者へのサービ ス 提供加算
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う 場合 (483単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)			
		(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う 場合 (284単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入 居時等医学総合管理料を算定する場合)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)			
		(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (558単位)			
ロ 歯科医師が行 う場合 (月2回を限度)	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う 場合 (414単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)			
		(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う 場合 (376単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)			
		(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)			
ハ 薬剤師が行 う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う 場合 (414単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)			
		(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う 場合 (376単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)			
		(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う 場合 (376単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)			

注
特別な薬剤の投薬
が行われている住宅
の利用者又は居住
系施設入居者等に
対して、当該薬剤の
使用に關する必要な
薬学的管理指導等を
行った場合
+100単位

基本部分		注	注	注
水 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)	特別地域居住者 管理指導加算	中山間地域等におけ る小規模事業所 加算	中山間地域等に居 住 する者へのサービ ス提供加算
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (322単位)			
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)			
		+15/100	+10/100	+5/100
ハ 保健師、看護 師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 看護師が行う場合 ×90/100		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)			

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。

基本部分		注	注	注	注	注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	リハビリテーションマネジメント加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算
		又は	又は				
介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)					
		要支援2 (1月につき 3,615単位)					
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)					
		要支援2 (1月につき 3,615単位)					
	介護医療院の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)					
		要支援2 (1月につき 3,615単位)					
口 運動器機能向上加算		x 70/100		+5/100	1月につき +330単位	利用開始日の属する月から3月以内 (1月につき +900単位) 利用開始日の属する月から3月超6月以内 (1月につき +450単位)	生活行為向上リハビリテーションの実施後、対象月から6月以内 減算 x 85/100
ハ 栄養改善加算		x 70/100					
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))							
ホ 口腔機能向上加算							
ヘ 選択的サービス模数実施加算	(1) 選択的サービス模数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善(1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上(1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択的サービス模数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上(1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上(1月につき 700単位を加算)					
ト 事業所評価加算							
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 (1月につき 120単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 72単位を加算)					
		要支援3 (1月につき 144単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
		要支援3 (1月につき 24単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	要支援2 (1月につき 34単位を加算)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	要支援3 (1月につき 19単位を加算)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	要支援4 (1月につき 99単位を加算)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	要支援5 (1月につき 80単位を加算)					

「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、生活行為向上リハビリテーション実施加算と対応する詳細であるため、算定の時に表記した「生活行為向上リハビリテーション実施加算」の算定数に減算しない場合など、中山間地域等には、生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算を行う場合があるものとして単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分												注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型介 護予防短期入所 生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (465 単位)	又は	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配置 していない等ユ ニットケアにお ける体制が未整 備である場合	共生型短期入 所生活介護を 行う場合	生活相談員配 置等加算	生活機能向上 連携加算	機能訓練体制 加算	個別機能訓練 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合						
		(二) 単独型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援2 (577 単位)																
		(一) 併設型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (437 単位)																
		(二) 併設型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援2 (543 単位)																
		(一) 単独型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (437 単位)																
	(2) 併設型介 護予防短期入所 生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈多床室〉	要支援2 (543 単位)	× 97/100	× 70/100	× 70/100	指定短期入所 事業所が行う 場合 × 92/100	1日につき +13単位	1月につき +200単位 ※ただし、個 別機能訓練加 算を算定して いる場合は、1 月につき+10 0単位	1日につき +12単位 +13単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位 +184単位						
		(二) 単独型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援2 (543 単位)																
		(一) 併設型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (543 単位)																
		(二) 併設型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援2 (660 単位)																
		(一) 併設型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (512 単位)																
ロ ユニット型 介護予防短期入所生活 介護費 (1日につき)	(2) 併設型ユ ニット型介護予 防短期入所生活 介護費	(二) 併設型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援2 (636 単位)	× 97/100	× 70/100	× 97/100	指定短期入所 事業所が行う 場合 × 92/100	1日につき +13単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位 +184単位								
		(二) 併設型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援2 (636 単位)																

ハ 療養食加算

療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
二 認知症専門ケア 加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
ホ サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
ヘ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×83/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×60/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×33/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + (3)の90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき + (3)の80/100)
	(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき + (3)の80/100)

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における介護予防短期期入所療養介護費

基本部分	注			注	注	注	注	注	注	注		
	夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、文 作療法士又は 言語聴覚士 の員数が基準 に満たない場 合 又は	常勤のユニッ ト毎に配置 していない等 ユニットケア における体制 が未整備であ る場合	夜勤職員配置 加算	個別リハビリ テーション実 施加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在 宅療養支援機 能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在 宅療養支援機 能加算(Ⅱ)	利用者に対し て送迎を行う 場合	
(1) 介護老人保 健施設介護予 防短期入所療 養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介 護予防短期入 所療養介護費 (Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短 期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【基本型】 b 介護老人保健施設介護予防短 期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】 c 介護老人保健施設介護予防短 期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【基本型】 d 介護老人保健施設介護予防短 期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (578 単位)						1日につき +34 単位		片道につき +184単位	
			要支援2 (719 単位)									
			要支援1 (619 単位)							1日につき +46 単位		
			要支援2 (759 単位)									
			要支援1 (611 単位)									
			要支援2 (765 単位)									
			要支援1 (658 単位)									
			要支援2 (813 単位)									
			要支援1 (582 単位)									
			要支援2 (723 単位)									
			要支援1 (619 単位)									
			要支援2 (774 単位)									
(二) 介護老人保健施設介 護予防短期入 所療養介護費 (Ⅱ) ＜療養型老健・看護職 員を配置＞	(二) 介護老人保健施設介 護予防短期入 所療養介護費 (Ⅱ) ＜療養型老健・看護職 員を配置＞	a 介護老人保健施設介護予防短 期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】 b 介護老人保健施設介護予防短 期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (582 単位)						1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位		
			要支援2 (723 単位)									
			要支援1 (619 単位)									
			要支援2 (774 単位)									
			要支援1 (582 単位)									
			要支援2 (723 単位)									
			要支援1 (619 単位)									
			要支援2 (774 単位)									
			要支援1 (566 単位)									
			要支援2 (705 単位)									
			要支援1 (599 単位)									
			要支援2 (750 単位)									
(三) 介護老人保健施設介 護予防短期入 所療養介護費 (Ⅲ) ＜療養型老健・看護才 ンコール体制＞	(三) 介護老人保健施設介 護予防短期入 所療養介護費 (Ⅲ) ＜療養型老健・看護才 ンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護予防短 期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】 b 介護老人保健施設介護予防短 期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (582 単位)						1日につき +24単位	1日につき +240単位		
			要支援2 (723 単位)									
			要支援1 (619 単位)									
			要支援2 (774 単位)									
			要支援1 (582 単位)									
			要支援2 (723 単位)									
			要支援1 (619 単位)									
			要支援2 (774 単位)									
			要支援1 (566 単位)									
			要支援2 (705 単位)									
			要支援1 (599 単位)									
			要支援2 (750 単位)									
(四) 介護老人保健施設介 護予防短期入 所療養介護費 (Ⅳ) ＜特別介護老人保健 施設 予防短期入所療 養介護費＞	(四) 介護老人保健施設介 護予防短期入 所療養介護費 (Ⅳ) ＜特別介護老人保健 施設 予防短期入所療 養介護費＞	a 介護老人保健施設介護予防短 期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞ b 介護老人保健施設介護予防短 期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (566 単位)						1日につき +24単位	1日につき +240単位		
			要支援2 (705 単位)									
			要支援1 (599 単位)									
			要支援2 (750 単位)									
			要支援1 (566 単位)									
			要支援2 (705 単位)									
			要支援1 (599 単位)									
			要支援2 (750 単位)									
			要支援1 (566 単位)									
			要支援2 (705 単位)									
			要支援1 (599 単位)									
			要支援2 (750 単位)									

		注		注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分		夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、 作業療法士又 は言語聴覚士 の員数が基準 に満たない場 合	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配置 していない等ユ ニットケアにお ける体制が未整 備である場合	夜勤職員配置 加算	個別リハビリ テーション実 施加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在 宅療養支援機 能加算（Ⅰ）	在宅復帰・在 宅療養支援機 能加算（Ⅱ）	利用者に対し て送迎を行う 場合
(1) ユニット型介護老人 保健施設介護予防短期入 所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅰ） ＜ユニット型個室＞【基本型】									1日につき +34単位		
	b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【在宅強化 型】											
	c ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅲ） ＜ユニット型個室の多床室＞【基 本型】											
	d ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅳ） ＜ユニット型個室の多床室＞【在 宅強化型】											
	e ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅳ） ＜ユニット型個室の多床室＞【在 宅強化型】											
	f ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅳ） ＜ユニット型個室の多床室＞【在 宅強化型】											
	g ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅳ） ＜ユニット型個室の多床室＞【在 宅強化型】											
	h ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅳ） ＜ユニット型個室の多床室＞【在 宅強化型】											
	i ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅳ） ＜ユニット型個室の多床室＞【在 宅強化型】											
	j ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅳ） ＜ユニット型個室の多床室＞【在 宅強化型】											
	k ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅳ） ＜ユニット型個室の多床室＞【在 宅強化型】											
	l ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅳ） ＜ユニット型個室の多床室＞【在 宅強化型】											
(2) ユニット型 介護老人保健施 設介護予防短期 入所療養介護費 （Ⅰ日につき）	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅰ） ＜ユニット型個室＞【療養型】	x 97 / 100	x 70 / 100	x 70 / 100	x 97 / 100		1日につき +240単位	1日につき +200単位 （7日間を 限度） （7日間を 限度）	1日につき +120単位			片道につき +184単位
	b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室の多床室＞【療 養型】											
	c ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室の多床室＞【療 養型】											
	d ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室の多床室＞【療 養型】											
	e ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室の多床室＞【療 養型】											
	f ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室の多床室＞【療 養型】											
	g ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室の多床室＞【療 養型】											
	h ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室の多床室＞【療 養型】											
	i ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室の多床室＞【療 養型】											
	j ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室の多床室＞【療 養型】											
	k ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室の多床室＞【療 養型】											
	l ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室の多床室＞【療 養型】											
(3) ユニット型介護老人 保健施設介護予防短期入 所療養介護費（Ⅱ） ＜療養型老健・看護オ ンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅰ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	c ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	d ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	e ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	f ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	g ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	h ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	i ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	j ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	k ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	l ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
(4) ユニット型介護老人 保健施設介護予防短期入 所療養介護費（Ⅲ） ＜療養型老健・看護オ ンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅰ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	c ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	d ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	e ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	f ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	g ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	h ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	i ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	j ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	k ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											
	l ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養型】											

基本部分											
注	注			注	注	注	注	注	注	注	注
	夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、又 は言語聴覚士 の員数が連 に満たない場 合	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配置 していない等ユ ニットケアにお ける体制が未整 備である場合	夜勤職員配置 加算	個別リハビリ テーション実 施加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在 宅療養支援機 能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在 宅療養支援機 能加算(Ⅱ)	利用者に対し て送迎を行う 場合
注 特別療養費											
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)										
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)										
(3) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月につき3日を限度 に、1日につき511単位 を算定)										
	(二) 特定治療 (1月につき3日を限度 に、1日につき511単位 を算定)										
(6) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×39／1000)										
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×29／1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×16／1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90／100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80／100)										
注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計											

「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 短期入所療養介護費
□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

[illegible]

基本部分		注						注	注	注	注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が基準を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合	機地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	機地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は	又は	又は	又は	又は	又は
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (1日につき)	(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅶ) ＜療養機能強化型Ⅱ＞ ＜ユニット個室的多床室＞	要支援1 (623 単位)	要支援2 (780 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	
	(七) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅷ) ＜療養機能強化型Ⅲ＞ ＜ユニット個室的多床室＞	要支援1 (623 単位)	要支援2 (780 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	
	(八) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅸ) ＜療養機能強化型Ⅳ＞ ＜ユニット個室的多床室＞	要支援1 (623 単位)	要支援2 (780 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	
	(九) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅹ) ＜療養機能強化型Ⅴ＞ ＜ユニット個室的多床室＞	要支援1 (623 単位)	要支援2 (780 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	
	(一〇) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅺ) ＜療養機能強化型Ⅵ＞ ＜ユニット個室的多床室＞	要支援1 (623 単位)	要支援2 (780 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	
	(一一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅻ) ＜療養機能強化型Ⅶ＞ ＜ユニット個室的多床室＞	要支援1 (623 単位)	要支援2 (780 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	要支援1 (605 単位)	要支援2 (782 単位)	
(5) 療養食加算	(1) につき 8単位を加算(1日に3回を限度)											
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)											
(7) 特定診療費	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
(8) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)											
(9) 介護職員処遇改善加算	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×26/1000)											
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×19/1000)											
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×10/1000)											
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×90/100)											
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十所定単位×80/100)											
	注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計											

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	
				－18単位	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1日につき＋120単位	1月につき＋80単位	1月につき＋30単位	1回につき＋5単位 (6月に1回を限度)		
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)		× 70 / 100		－31単位								
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)			× 70 / 100 (1日につき)									
ハ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)												
		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)										
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
		(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十 所定単位 × 82 / 1000)										
		(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十 所定単位 × 60 / 1000)										
		(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十 所定単位 × 33 / 1000)										
		(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十 (3) の 90 / 100)										
		(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十 (3) の 80 / 100)										
ホ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計										

※限度額

要支援1 5,003単位
要支援2 10,473単位

基本部分	介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス (介護予防サービスの基本部分の報酬単位の 90 / 100)	通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90 / 100	※訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業(1 指定介護予防訪問介護)又は「指定第一号訪問事業」によるもの」がある。 ※通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業(1 指定介護予防通所介護)又は「指定第一号通所事業」によるもの」がある。
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	1日につき ＋20単位		

※限度額 要支援1 5,003単位
要支援2 10,473単位

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注		
	特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (理)に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数	車いす		
	車いす付履品		
	特殊寝台		
	特殊寝台付履品		
	床ずれ防止用具		
	体位変換器		
	手すり	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	スロープ		
	歩行器		
	歩行補助つえ		
	認知症老人徘徊感知機器		
	移動用リフト		
	自動排泄処理装置		

「 」：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付履品、特殊寝台、特殊寝台付履品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
介護予防支援費

基本部分
イ 介護予防支援費(1月につき) (430単位)
ロ 初回加算 (+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)

Ⅰ 指定地域密着型サービス介護給付算單位数の算定構造
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを 行わない場合	要介護1 (5,666 単位)	通所サービス利用 時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の 利用者にサービスを 行う場合	特別地域定期巡回・ 随時対応型訪問介 護看護加算	中山間地域等におけ る小規模事業所加算	中山間地域等に居 住する者へのサービ ス提供加算	緊急時訪問看護加 算	特別管理加算	ターミナルケア加算
		要介護2 (10,114 単位)	—62 単位							
		要介護3 (16,793 単位)	—111 単位							
		要介護4 (21,242 単位)	—184 単位							
		要介護5 (25,690 単位)	—233 単位							
	(2) 訪問看護サービスを 行う場合	要介護1 (8,267 単位)	—281 単位	事業所と同一建物の 利用者にサービスを 行う場合1月につき —600 単位						
		要介護2 (12,915 単位)	—91 単位	事業所と同一建物の 利用者にサービスを 行う場合1月につき —600 単位						
		要介護3 (19,714 単位)	—141 単位	事業所と同一建物の 利用者にサービスを 行う場合1月につき —600 単位						
		要介護4 (24,302 単位)	—216 単位	事業所と同一建物の 利用者にサービスを 行う場合1月につき —600 単位						
		要介護5 (29,441 単位)	—266 単位	事業所と同一建物の 利用者にサービスを 行う場合1月につき —600 単位						
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (Ⅱ) (1月につき)	ハ 初期加算 (1日につき +30 単位)	要介護1 (5,666 単位)	—322 単位	事業所と同一建物の 利用者にサービスを 行う場合1月につき —900 単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき (Ⅰ)の場合 +500 単位 又は (Ⅱ)の場合 +250 単位		死亡日及び死亡日 前14日以内に2日以 上ターミナルケアを 行った場合+2,00 0 単位
		要介護2 (10,114 単位)	—62 単位							
		要介護3 (16,793 単位)	—111 単位							
		要介護4 (21,242 単位)	—184 単位							
		要介護5 (25,690 単位)	—233 単位							
ト サービス提供体制強化加算	チ 介護職員 処遇改善加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640 単位)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計							
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500 単位)								
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350 単位)								
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350 単位)								
		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)								
チ 介護職員 処遇改善加算		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)								
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)								
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (3) の90/100)								
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + (3) の80/100)								

：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注	注
		24時間通報対応加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,009単位)		
	定期巡回サービス費 (1回につき 378単位)	1月につき 610単位	
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 576単位)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 775単位)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,742単位)		
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した 単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度経管の対象外の算定項目

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注												
	利用者の数が 利用定員を超 える場合	看護・介護職員 の員数が基準 に満たない場 合																								
(1) 認知症対応 型通所介護費 (I)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (538 単位)	又は	2時間以上3時 間未満の認知 症対応型通所 介護を行う場合	8時間以上9時 間未満の認知 症対応型通所 介護の前後に 日常生活上の 世話を行う場合	入浴介助を 行った場合	生活機能向上 連携加算	個別機能訓練 加算	若年性認知症 利用者受入加 算	栄養改善加算	栄養スクリーニ ング加算	口腔機能向上 加算	事業所と同一 建物に居住す る者又は同一 建物から利用 する者に認知 症対応型通所 介護を行う場合	事業所が送迎 を行わない場 合												
		要介護2 (592 単位)																								
		要介護3 (647 単位)																								
		要介護4 (702 単位)																								
		要介護5 (756 単位)																								
		要介護1 (584 単位)																								
	(二) 4時間以上5時間未満	要介護2 (620 単位)																								
		要介護3 (678 単位)																								
		要介護4 (735 単位)																								
	(三) 5時間以上6時間未満	要介護5 (792 単位)																								
		要介護1 (849 単位)																								
		要介護2 (941 単位)																								
	(四) 6時間以上7時間未満	要介護3 (1,031 単位)													× 70/100	× 63/100	1日につき +50単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別 機能訓練加算 を算定している 場合は、 1月につき +100単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +94単位	片道につき +47単位
		要介護4 (1,122 単位)																								
		要介護5 (1,214 単位)																								
要介護1 (871 単位)																										
要介護2 (965 単位)																										
要介護3 (1,057 単位)																										
(五) 7時間以上8時間未満	要介護4 (1,151 単位)																									
	要介護5 (1,245 単位)																									
	要介護1 (985 単位)																									
(六) 8時間以上9時間未満	要介護2 (1,092 単位)	× 70/100	× 63/100	1日につき +50単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別 機能訓練加算 を算定している 場合は、 1月につき +100単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +94単位	片道につき +47単位													
	要介護3 (1,199 単位)																									
	要介護4 (1,307 単位)																									
	要介護5 (1,414 単位)																									
	要介護1 (1,017 単位)																									
	要介護2 (1,127 単位)																									
(一) 3時間以上4時間未満	要介護3 (1,237 単位)													☆	× 63/100	1日につき +50単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別 機能訓練加算 を算定している 場合は、 1月につき +100単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +94単位	片道につき +47単位	
	要介護4 (1,349 単位)																									
	要介護5 (1,459 単位)																									
(二) 4時間以上5時間未満	要介護1 (487 単位)																									
	要介護2 (538 単位)																									
	要介護3 (584 単位)																									
(三) 5時間以上6時間未満	要介護4 (633 単位)																									
	要介護5 (682 単位)																									
	要介護1 (510 単位)																									
(四) 6時間以上7時間未満	要介護2 (561 単位)																									
	要介護3 (612 単位)																									
	要介護4 (663 単位)																									
(五) 7時間以上8時間未満	要介護5 (714 単位)																									
	要介護1 (764 単位)																									
	要介護2 (845 単位)																									
(一) 3時間以上4時間未満	要介護3 (927 単位)																									
	要介護4 (1,007 単位)																									
	要介護5 (1,089 単位)																									
(二) 4時間以上5時間未満	要介護1 (783 単位)																									
	要介護2 (867 単位)																									
	要介護3 (951 単位)																									
(三) 5時間以上6時間未満	要介護4 (1,033 単位)																									
	要介護5 (1,117 単位)																									
	要介護1 (885 単位)																									
(四) 6時間以上7時間未満	要介護2 (980 単位)																									
	要介護3 (1,076 単位)																									
	要介護4 (1,172 単位)																									
(五) 7時間以上8時間未満	要介護5 (1,267 単位)																									

イ 認知症対応型通所介護費 (I)

基本部分															注	注	注	注	注	注	注	注																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	(六) 8時間以上9時間未満	要介護1 (913 単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算
			又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10, 320 単位)		
		要介護2 (15, 167 単位)		
		要介護3 (22, 062 単位)		
		要介護4 (24, 350 単位)		
		要介護5 (26, 849 単位)		
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9, 298 単位)		
		要介護2 (13, 665 単位)		
		要介護3 (19, 878 単位)		
		要介護4 (21, 939 単位)		
		要介護5 (24, 191 単位)		
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (565 単位)	x 70/100	x 70/100	+5/100
	要介護2 (632 単位)			
	要介護3 (700 単位)			
	要介護4 (767 単位)			
	要介護5 (832 単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)				
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)			
	2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)			
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)				
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)			
	2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)			
	3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)			
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)				
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1, 000単位を加算)				
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1, 000単位を加算)				
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)			
	2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)			
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))				

基本部分	注		注	注
	登録者数が登録定員を超える場合	従業員の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
ラ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合			
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)			
リ 介護職員処遇改善加算	(2) ロを算定している場合			
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)			
ロ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×102/1000)	注 所定単位は、イからラまでに算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×74/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×41/1000)			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (3)の90/100)			
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + (3)の80/100)			

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注		注	注		注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実 施加算	夜間支援体制加算 (Ⅰ)	夜間支援体制加算 (Ⅱ)	若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費 (Ⅰ)	要介護1 (759 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	－76 単位	1日につき +50 単位	1日につき +25 単位	1日につき +200 単位 (7日間を限度)
		要介護2 (795 単位)			－80 単位			
		要介護3 (818 単位)			－82 単位			
		要介護4 (835 単位)			－84 単位			
		要介護5 (852 単位)			－85 単位			
	(2) 認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ)	要介護1 (747 単位)			－75 単位			
		要介護2 (782 単位)			－78 単位			
		要介護3 (806 単位)			－81 単位			
		要介護4 (822 単位)			－82 単位			
		要介護5 (838 単位)			－84 単位			
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (Ⅰ)	要介護1 (767 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	1日につき +50 単位	1日につき +25 単位	1日につき +200 単位 (7日間を限度)	
		要介護2 (823 単位)						
		要介護3 (847 単位)						
		要介護4 (863 単位)						
		要介護5 (880 単位)						
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ)	要介護1 (775 単位)						
		要介護2 (811 単位)						
		要介護3 (835 単位)						
		要介護4 (851 単位)						
		要介護5 (867 単位)						
注 入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定						
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡以前4日以上30日以下 (1日につき 144 単位を加算)							
	(2) 死亡以前2日又は3日 (1日につき 680 単位を加算)							
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280 単位を加算)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30 単位を加算)						
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算 (Ⅰ) (1日につき 39 単位を加算)							
	(2) 医療連携体制加算 (Ⅱ) (1日につき 49 単位を加算)							
	(3) 医療連携体制加算 (Ⅲ) (1日につき 59 単位を加算)							
ホ 退居時相談援助加算 (400 単位を加算 (利用者1人につき1回を限度))								
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) (1日につき 3 単位を加算)							
	(2) 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) (1日につき 4 単位を加算)							
ト 生活機能向上連携加算 (1月につき 200 単位を加算)								
チ ロ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合						
リ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5 単位を加算 (6月に1回を限度))								

基本部分		注	注		注	注		注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	注
ス サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
ル 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×111/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×81/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×45/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + (3)の80/100)									

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合		看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算	入居継続支援加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1（534単位）	—53単位	×70／100	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +8単位 （6月に1回を限度）
	要介護2（599単位）	—60単位									
	要介護3（668単位）	—67単位									
	要介護4（732単位）	—73単位									
	要介護5（800単位）	—80単位									
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）※	要介護1（534単位）	×70／100	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +8単位 （6月に1回を限度）	
	要介護2（599単位）										
	要介護3（668単位）										
	要介護4（732単位）										
	要介護5（800単位）										
ハ 退院・退所時連携加算（イを算定する場合のみ算定） （1日につき 30単位を加算）											
ニ 看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 死亡日以前4日以上30日以下（1日につき 144単位を加算）	×70／100	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +8単位 （6月に1回を限度）	
	(2) 死亡日以前2日又は3日（1日につき 680単位を加算）										
	(3) 死亡日（1日につき 1,280単位を加算）										
ホ 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）	×70／100	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +8単位 （6月に1回を限度）	
	(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）										
	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき 18単位を加算）										
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 12単位を加算）										
ヘ サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）	×70／100	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +8単位 （6月に1回を限度）	
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅳ）（1日につき 6単位を加算）										
	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき +所定単位×82／1000）										
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき +所定単位×60／1000）										
ト 介護職員処遇改善加算	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき +所定単位×33／1000）	×70／100	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +8単位 （6月に1回を限度）	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき +（3）の90／100）										
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき +（3）の80／100）										
	(6) 介護職員処遇改善加算（Ⅵ）（1月につき +（3）の70／100）										

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算（1月につき）	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）	
		又は							
イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1（12,341単位）					-925単位	-30単位	
		要介護2（17,268単位）					-925単位	-30単位	
		要介護3（24,274単位）					-925単位	-30単位	
		要介護4（27,531単位）					-1,850単位	-60単位	
		要介護5（31,141単位）					-2,914単位	-95単位	
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1（11,119単位）					+5/100	-925単位	-30単位
		要介護2（15,558単位）						-925単位	-30単位
		要介護3（21,871単位）						-925単位	-30単位
		要介護4（24,805単位）						-925単位	-30単位
		要介護5（28,058単位）						-925単位	-30単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）	要介護1（565単位）						-925単位	-30単位	
	要介護2（632単位）						-925単位	-30単位	
	要介護3（700単位）						-925単位	-30単位	
	要介護4（767単位）						-1,850単位	-60単位	
	要介護5（832単位）						-2,914単位	-95単位	
ハ 初期加算 （イを算定する場合のみ算定）（1日につき 30単位を加算）									
ニ 認知症加算 （イを算定する場合のみ算定）		(1) 認知症加算(Ⅰ) （1月につき 800単位を加算）							
		(2) 認知症加算(Ⅱ) （1月につき 500単位を加算）							
ホ 若年性認知症利用者受入加算 （イを算定する場合のみ算定）（1月につき 800単位を加算）									
ヘ 栄養スクリーニング加算 （イを算定する場合のみ算定）（1回につき 5単位を加算（6月に1回を限度））									
ト 退院時共同指導加算 （イを算定する場合のみ算定）（1回につき 600単位を加算）									
チ 緊急時訪問看護加算 （イを算定する場合のみ算定）（1月につき 574単位を加算）									
リ 特別管理加算 （イを算定する場合のみ算定）（1月につき 500単位を加算）									
ミ 特別管理加算(Ⅱ) （イを算定する場合のみ算定）（1月につき 250単位を加算）									
ヌ ターミナルケア加算 （イを算定する場合のみ算定）（1月につき 2,000単位を加算）									
ル 看護体制強化加算 （イを算定する場合のみ算定）（1月につき 3,000単位を加算）									
ヲ 訪問体制強化加算 （イを算定する場合のみ算定）（1月につき 2,500単位を加算）									
ワ 総合マネジメント体制強化加算 （イを算定する場合のみ算定）（1月につき 1,000単位を加算）									

注	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注
	登録者が登録 定員を超える場合	従業員の員数が 基準に満たない場 合	過少サービスに対 する減算	サテライト体制未 整備減算	中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	訪問看護体制減 算	訪問看護が行 われる場合の減算 (1月につき)	末期の悪性腫瘍 等により医療保険 の訪問看護が行 われる場合の減算 (1月につき)	特別の指示により 頻回に医療保険 の訪問看護が行 われる場合の減算 (1日につき)
カ サービス提供体制 強化加算	(1) イを算定している場合								
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合								
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
コ 介護職員処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×102/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×74/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×41/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十所定単位×80/100)								
			注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計						

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定標準
1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注						
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	2時間以上3時 間未満の介護予 防認知症対応型 通所介護を行う 場合	9時間以上9時 間未満の介護予 防認知症対応型 通所介護の前後 に日常生活上の 世話をを行う場合											
			又は													
イ 介護予防 認知症対応型 通所介護費 (Ⅰ)	(1) 認知症 対応型通所介 護費(Ⅰ)	(一) 3時間以上4 時間未満	要支援1(471単位) 要支援2(521単位)	×63/100	☆											
		(二) 4時間以上5 時間未満	要支援1(492単位) 要支援2(546単位)													
		(三) 5時間以上6 時間未満	要支援1(735単位) 要支援2(821単位)													
		(四) 6時間以上7 時間未満	要支援1(754単位) 要支援2(842単位)													
		(五) 7時間以上8 時間未満	要支援1(852単位) 要支援2(952単位)													
		(六) 8時間以上9 時間未満	要支援1(879単位) 要支援2(982単位)													
		(一) 3時間以上4 時間未満	要支援1(425単位) 要支援2(475単位)							×63/100						
		(二) 4時間以上5 時間未満	要支援1(445単位) 要支援2(494単位)													
		(三) 5時間以上6 時間未満	要支援1(661単位) 要支援2(737単位)													
		(四) 6時間以上7 時間未満	要支援1(678単位) 要支援2(756単位)													
		(五) 7時間以上8 時間未満	要支援1(855単位) 要支援2(956単位)													
		(六) 8時間以上9 時間未満	要支援1(791単位) 要支援2(882単位)													
ロ 介護予防 認知症対応型 通所介護費 (Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満 (2) 4時間以上5時間未満 (3) 5時間以上6時間未満 (4) 6時間以上7時間未満 (5) 7時間以上8時間未満 (6) 8時間以上9時間未満	要支援1(245単位) 要支援2(259単位) 要支援1(257単位) 要支援2(271単位) 要支援1(409単位) 要支援2(432単位) 要支援1(420単位) 要支援2(443単位) 要支援1(480単位) 要支援2(503単位) 要支援1(496単位) 要支援2(524単位)	×63/100							☆						
		要支援1(245単位) 要支援2(259単位)														
		要支援1(257単位) 要支援2(271単位)														
		要支援1(409単位) 要支援2(432単位)														
		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1回につき 16単位を加算)	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1回につき 16単位を加算)													
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)													
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)													
		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×104/1000)	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×104/1000)													
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×42/1000)	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×42/1000)													
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×76/1000)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×76/1000)													
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×90/100)	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×90/100)													
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十所定単位×80/100)	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十所定単位×80/100)													
注		所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計														

☆

9時間以上10時間未満の場合 +50単位
10時間以上11時間未満の場合 +100単位
11時間以上12時間未満の場合 +150単位
12時間以上13時間未満の場合 +200単位
13時間以上14時間未満の場合 +250単位

↑

「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分				注	注	注
				登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算
				又は		
				x70/100	x70/100	+5/100
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3, 403 単位)	x70/100	x70/100		
		要支援2 (6, 877 単位)				
		要支援1 (3, 066 単位)				
		要支援2 (6, 196 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (419 単位)				
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援2 (524 単位)					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)						
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 450単位を加算)						
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1, 000単位を加算)						
(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)						
(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)						
ヘ 生活機能向上連携加算						
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))						
(1) イを算定している場合						
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)						
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)						
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)						
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)						
(2) ロを算定している場合						
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)						
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)						
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)						
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)						
チ サービス提供体制強化加算						
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)						
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)						
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)						
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)						
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)						
リ 介護職員処遇改善加算						
注 所定単位は、イからチまでのより算定した単位数の合計						

「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注			
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が増える場合	介護従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (755 単位)	要支援2 (755 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	－76 単位	1日につき ＋50単位	1日につき ＋25単位	1日につき ＋200 単位 (7日間を限度)	1日につき ＋120単位	
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (743 単位)	要支援2 (743 単位)				－74 単位	1日につき ＋50単位	1日につき ＋25単位	1日につき ＋200 単位 (7日間を限度)		
	ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (783 単位)									
				(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (771 単位)							
注 入院時費用												
利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定												
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)												
ニ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))												
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)										
ヘ 生活機能向上連携加算 (1月につき 200単位を加算)												
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)												
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合												
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))												
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
ス 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×111／1000)			注 所定単位は、イからイまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×81／1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×45／1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(3)の90／100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき ＋(3)の80／100)											

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。